

地域の実情に応じて運用できる民泊の法制化を求める意見書

核家族化と少子高齢化により増加の一途をたどる空き室、空き家への対策や、外国人旅行者等の急増による宿泊施設の不足への対応等において、政府が検討を進めている既存住宅等を宿泊施設として活用できるようにする民泊制度の法制化は、大変に有意義な取り組みであると考えます。

民泊の推進は、地域の遊休資産を有効に活用することによる地域経済の活性化や、管理が行き届いていない空き家等の適正な管理による住環境の改善への寄与が期待されるところである。

一方で、日本とは全く異なった文化や環境の中で育った外国人旅行者の地域における住宅等の利用においては、地域住民と旅行者の間で気配りと協力による、互いの安全と安心の確立のためのきめ細かい対応も求められる。

これらのことから、政府が民泊を推進する際は、国内外の旅行者等の受け入れによる観光振興とあわせて地域社会の健全な発展の両立を図るために、さまざまな課題への対応を総合的に進めながら、この事業が地域において持続可能なものとしなければならない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、民泊制度の法制化に当たり、宿泊施設として必要な安全性等を確保するとともに、地域住民と旅行者の安全と安心の確立、並びに地域の実情に合わせて将来にわたり豊かで住みよい地域の実現に寄与するように、下記の事項について特段の配慮を求める。

記

1. 国の法令に基づき、地域住民と旅行者が安全に安心して民泊制度を運用することが可能となるよう、国が責任を持って必要な定義や基準等を定めること。
 2. 民泊の運営に関する実態の監視やさまざまなトラブルに迅速かつ適切に対処する体制を国の責任において整備すること。
 3. 地域の実情に応じて適切な民泊の運営がなされるように、自治体が条例の制定等により地域独自のルール等の構築が可能となるようにすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年3月28日

大 阪 府 茨 木 市 議 会